

## 参考 1 傷病等級早見表

部 位	傷 病 等 級		
	第 1 級	第 2 級	第 3 級
眼	1 両目が失明しているもの	1 両目の視力が 0.02 以下になっているもの	1 1眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になっているもの
口	2 咀嚼 <sup>そしゃく</sup> 及び言語の機能を廃しているもの		2 咀嚼又は言語の機能を廃しているもの
神経系統の機能又は精神	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
胸腹部臓器	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
上 肢	5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃しているもの	4 両上肢を手関節以上で失ったもの	5 両手の手指の全部を失ったもの
下 肢	7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃しているもの	5 両下肢を足関節以上で失ったもの	
そ の 他	9 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	6 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	6 第3号及び第4号に定めるもののほか、常に労務に服することができないもの、その他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの